

No. 312

全 日 10/60



真言宗布哇別院

高野山真言宗ハワイ別院は、現地在シェリダン街に大正6年に建築されたが、昭和53年には、当時の木造の本堂を改修し、新たに鉄筋コンクリートの庫裡を建設した。なお、ハワイ全島には14ヶ寺ある。(写真提供・真言宗布哇別院)

第五回同和研修会

京都で開く

各宗など百八十名参加



パネルディスカッションと円内は講演する小森龍邦先生



第五回同和研修会は、去る九月十二、十三の両日、京都の浄土真宗本願寺派の門徒会館を会場として開催された。「仏教徒の行動—自らの部落差別の事実をせまらる—」をテーマに、三十一の宗派・都道府県仏から約百八十名が出席して研修を行った。

十二日午後一時からの開会式は、

〈開会式〉

齋藤組織部長の司会で、中村組織局長による三帰依文唱和、寺田義淳・全仏理事長代理（浄土真宗本願寺派総務）の開会の辞につづいて、鷲山諦住・同和委員会委員長と小野一郎・同宗連議長（日本キリスト教団）から挨拶があった。おわりに、今回会場を提供していただいた宗派を代表して、豊原大潤・浄土真宗本願寺派総長から研修会歓迎の挨拶が行われて、開会式を終了した。

〈パネルディスカッション〉

午後二時から、「差別問題と業論について」というテーマにもとづき、パネラーに小森龍邦・部落解放同盟中央本部書記長、瓜生津隆真・浄土真宗本願寺派同朋運動本部本部長、久堀弘義・浄土真宗本願寺派同朋運動本部専門委員、児玉暁洋・真宗大谷派大谷専修学院指導兼教学研究所所員、司会に藤田徹文・浄土真宗本願寺派同朋運動本部事務室長によってパネルディスカッションが行われた。

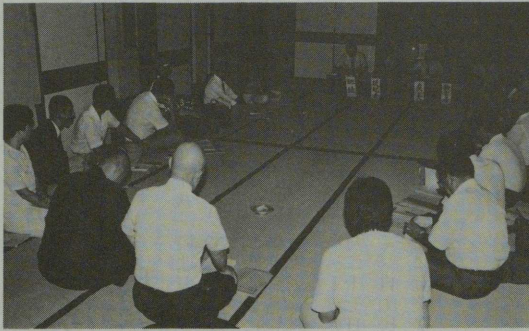
冒頭、世の中の矛盾、社会の矛盾を業論として認めているのではないか、社会

をよくしていこうという意欲すらも奪っているのではないか、そういう問題がもろに表われているのが差別問題であり、そういう現実の問題を踏まえながらお互い仏教者として今後の同和問題、差別問題にどう取り組むかを話し合い、考えようというパネルディスカッションの主旨が説明された。

各パネラーからは様々な意見が述べられたが、まず、業論は本来差別思想ではなく近世封建社会で変質させられたものであって、そこには「縁起」思想の欠落という重要な意味があり、縁起思想の再生によって仏教の業論における差別問題の解決への有力な論議にならうという指摘があった。

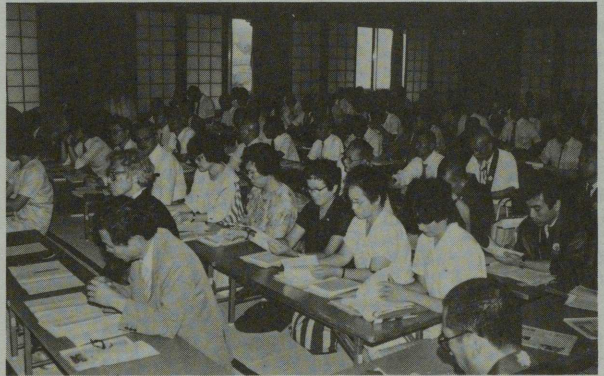
また、釈尊がいったい業をどう語られ

寺院用具
浅草通り五鳳会加盟店
株式会社 浜田商店
東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表 (841) 4965



熱心に意見の交換を行う分散会

会場を埋めた参加者たち



たか、それを今我々はどう受けとめてきたか、大きな課題であるとし、現実の真相を深く洞察していった中で業・輪廻思想を取り上げられたことが忘れられ、単なる勧善懲悪という立場で業を受けとめてしまい、釈尊の立場を忘れて業を一部分に固定化し、歪曲化したところに今日の差別問題への影響があるという意見もあった。

さらに、業論そのものは仏教ではなく、業縁起となつて仏教となるとし、釈尊が業縁起を説かれたのはそれを結論として決めつけるために説いたのではなく、人を業報から解脱させるために説いたのだという指摘もあった。

そして業・宿業観に積極的な意味合を問い(業・宿業観の再生)、業論の真の教えを考える必要があるとした。

この他長時間にわたり討議、質疑応答が行われ、最後に、分散会にむけて総括的に次のような意見が述べられた。

現実の部落差別問題に照らしてどう説明するか、社会的現実・教団のあり方と教えとのギャップをどうするか、誤った業理解が生きているという事実・思想的にどのような背景があるか、現実現実といふすぎると逃げの論理になる可能性があり、ギャップを埋める努力をどれほどしているか、等々の意見が述べられた。

〈分散会〉

午後七時半から、参加者は約二十名ずつ四つに分かれて分散会を開始した。各分散会ともパネルディスカッションを受

けて二時間にわたって意見を交換した。

午後十時、第一日目の日程を終了した。翌十三日は、午前五時半起床、阿弥陀堂並びに御影堂にておつとめ、午前七時半から小森龍邦先生による「部落解放基本法制定にむけて」という講演が始った。

〈講演〉

午前七時半から、小森先生の講演が一時半にわたって行われた。

まず、部落差別は観念の問題ではなく生活実態そのものであり、被差別部落に對して市民的権利を行政的に不完全にしか保証していない、即ち一般水準より劣っているという事実を指摘した。そしてこれは国の責任であり、行政の責任であることを強調して、部落解放基本法の制定を促進する意義を説いた。

〈全体会議〉

午前九時から、近藤寛玄と蓮池瑞旭の両師の司会で行われ、最初に各分散会からは、因果和讃の問題、業論を誤って理解してきた問題、現実場面での業論による説明問題、仏教者の差別問題に対するあり方の問題、教団の業論に對処していく問題、等々の報告があった。

参加者の中からは、「業論は人間存在の答えの出し方であり、自分の存在にどう答えるかが業論である」、「僧侶が民衆とかかわっているかどうかが問題」、「業論に関して共通理解がない」等の意見があった。

そして総括的に、教化伝道をする仏教者が大衆から学んでいく姿勢がなく、こういう面から業が適確にとらえられない

と指摘し、教学、教団の姿勢、個人の姿勢への検討を取り上げ、差別の実態から学ぶ場を与えてもらい、その差別を支えてきた業の問題を教団にもちかえろう、と結んだ。

〈全体確認〉

十一時半から、久保井恭彦と橘了法の両師によって全体確認が行われた。その中で、各教団の歴史の変遷の中で業論を誤って理解し、布教伝道してきたのではないかと反省がもたれたわけであり、今回の学習を今後への跳躍台として展開してもらいたいと結んだ。

〈閉会式〉

十二時から、斎藤組織部長の司会で閉会式に終り、中村秀雄・同和副委員長が挨拶、中村組織局長が閉会の辞を述べて、二日間にわたった全日程を終えた。

第四回同和研修会
の講演記録出来る

昨年十月、曹洞宗大本山永平寺にて開催された第四回同和研修会の講演記録が本となりました。

松根鷹先生の「教への心をこころとして生きるために」、小森龍邦先生の「仏教思想と個人の尊厳」の二つの講演がおさめられております。

全百七頁、一冊七百円(送料は別)にておわけします。ご希望の方は全仏組織部までお申し込み下さい。

税制調査会への要望書

税務委員会で成文化

記

去る九月十九日午後一時より、明照会館において、本年度「第二回税務委員会」が開かれ、自由民主党税制調査会に向けての「要望書」が検討され、その結果、左記のように成文化した。

この「要望書」は、九月二十七日、阿部慶昭・全仏理事長名にて、自由民主党本部政務調査会税制調査会に直接提出した。

〈要望書〉

政府税制調査会におかれましては、昭和六十一年度税制改正に伴い、公益法人に対して

一、公益法人の営む収益事業の範囲について

一、公益法人の金融資産より生ずる利子に対する課税について

一、公益法人の営む収益事業に対する法人税率について

等の検討が昨年度にひきつづき審議されることが予想されます。宗教法人本来の立場から、本会は総意をもってその理由を添えて、これらについて左記の通り要望いたします。

自由民主党税制調査会におかれましては、慎重に御審議いたされ、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

〈要望事項〉

一、公益法人の営む収益事業の範囲の縮小

一、公益法人の金融資産より生ずる利子に対する非課税制度の堅持

一、公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ

〈理由〉
宗教法人法第六条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、営利を目的としたものではなく、宗教法人の活動を

日航機事故群馬県仏あげて奉仕

去る八月十二日、日本航空ジャンボ旅客機が、五百二十余名の乗客乗員もろとも群馬県上野村山中に墜落した大惨事に際し、地元の群馬県仏教連合会（竹市文成会長）では、八月旧盆を迎えたのにも

かわからず、組織をあげてこれに逸速く対応した。まず、藤岡市仏教会を中心に、八月十四日より遺体搬入の始まった県立藤岡高校体育館において、一体一体の遺体に個別読経廻向を奉仕した。

藤岡市仏教会は、加盟寺院わづか十ヶ寺に過ぎないが、連日早朝六時から深夜十時まで、全員が三組に分かれて交替で読経奉仕を行っており、正に菩薩行その

円滑ならしめるための事業であります。近來、社会における精神文化の低迷は、私共宗教活動にたずさわる側として等しく痛責を感じている所であります。と同時に、生命の尊厳、人道の尊重は活発な宗教活動の活性化にあると認識致しております。

このような観点に立つて宗教活動に資するための財的基盤としての財源の確保は、一般企業も同等とは申せ、営利を目的としない宗教法人におきましては充分なる宗教活動の要因であり公益法人に対する増税案は、宗教法人の存立の基盤を危うくし、本来の宗教活動を困難にする恐れを懸念するのがその理由であります。

また、八月十七日からは火葬が始まり、藤岡市、高崎市、前橋市、富岡市の各火葬場に分散して行われるため、各市の仏教会が手分けして火葬場廻向を担当し、ご供養をした。このように、群馬県仏教連合会をあげて、炎暑の中、延べ三百五十名にのぼる僧侶が、自坊の檀務をなげうって奉仕を行ったのである。

初月命日に当たる九月十二日には、遺体安置所において、藤岡市仏教会全員が出仕して、命日法要を行い、遺体検査の警察官と連日奉仕の医師会の全員が参列し、焼香した。

負担金など三点について集中審議

全仏改革委員会

第四回「本会の目的・事業・構成等を改革するための委員会」（略称全仏改革委員会）は、去る九月二日、午後一時から京都グランドホテルで開催された。

この日は、負担金、事務総局の構成と事業、役員の名簿を中心として、前回同様、約八時間にわたる集中的な審議を行った。

負担金については、現状の算定方式の是非が問われ、予算中に占める人件費の割り合いが高すぎる等の意見が出された。また、事務総局の構成と事業に関して

今後は事業内容を限定して重点的に取り上げていくべきだ、そのためには、事務総局の部局を廃統合して、縮小する必要がある、等の意見が述べられた。さらに役員については、現状の理事・評議員数は多すぎるので、減小させる方向で改革すべきだ、等の意見が大勢を占めた。

基本法制定について協力要請

去る八月二十九日、部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会より山中多美男、中島敏彦、阪本義信の各氏が来局し、部落解放基本法制定に向けての取り組み要請があった。本会からは、朝日泰峯・全仏理事長代理（曹洞宗財政部長）、事務次長、組織局長らが会見した。

仏教に於ける各既成教団が、歴史上今日までに犯した、数々の人間差別に關する過ちは、近年漸くそのことの重大さに気づき、というより「気づかされた」という方が妥当であろうが、これによって、見るもあわれという程周章狼狽していることは周知の通りである。しかも、その気づかしめられた動機たるや、更に重ねた過ちを他から指摘されたことによるのであるから、私たち仏教界にとつては実に恥ずかしいことである。

今更いうまでもなく、仏陀のみ教えは、あくまで人間平等の立場に立ち、しかも、人間をしてその尊厳性に目覚めしめることを、その根幹としている。このことは仏教者である限り誰でも熟知している筈である。にも拘らず、そのみ教えを信奉し、自覚覚他の実践者たるべきお互い僧侶が、そのみ教えに背き何んら愧じることもないばかりか、大衆の差別意識を助長するが如き言動をしてきたのだから、如何に厳しい批判をうけても、一言の返す言葉もないのが当然である。抑、一宗一派の祖といわれる方々は、

同和推進のため

仏教界にとつての同和问题とその課題

中島義観 (全仏同和委員 臨濟宗妙心寺派)

そのように仏陀のみ教えに反するが如き教えを、伝え弘めんとされた訳はなかつた筈である。自らは最低の生活に甘んじ、民衆の苦しみを自らの苦しみとして、その救済に心血をそそがれたのである。それに反して、後世の我れわれ僧侶が、なぜこのような過ちを犯すに到つたのであろうか。その大きな原因の一つとして、僧侶が職業化し、仏教を自己の生活手段としてきたことを挙げねばならない。その結果、「転迷開悟」「破邪顕正」を使命

とする僧侶が、時の権勢に阿つたり、その片棒を担がれたりするようになり、生活は安定したかも知れぬが、教団が仏教本来の機能を失い、いわば民衆に君臨する貴族的な儀式執行者と化してしまつた。こういつても、残念ながらい過ぎといえないものがある。そうした中で、知らず知らずに、或いは知りつつも犯した過ちは数知れないものがある。その中で特に顕著なものは「部落差別」であつた。生存中はもとより、死後までも差別

されねばならぬとは、その悲しみ、その苦しみは如何ばかりであろう。しかもそれが代々続くのであるから、たまつたものではなく、それはその立場の人でなかつたら決して解るものではない。「仏心とは、慈悲心是れなり」と教えられ、またこれを説く者が、それとは全く逆のことをやり、他を苦しめ、己が立場を守つてきた事実を思うときその罪は深重で、容易に償いきれるものではない。このことを、我れわれ仏教者は決して

糊塗してはならない。「それは過去のことである」或いは「時代の趨勢上止むを得なかつた」等といつて、責任を回避する卑怯な態度は、我れら仏教者としては最も恥ずべきもので、非は非として素直に認め、悔い改め、本来の姿に立ち帰つてこそ、眞の仏教者といひ得るのではなからうか。

あろう。仏教者は仏教者としての意識で生きるのが当然である。ところがそうでなかつたところに問題がある。「自信教人信」といわれるが、他に信を勧め、それによって救われると説く人にはたして自らの信が確立されているのであろうか。こうした深い反省と懺悔なくして、この問題の解決はあり得ないと思われる。

我れわれ仏教者の今後の課題としては、いま一度「眞の仏教とは何か」と問い直し、自己は、また教団は眞実仏教に叶つた在り方ができているのかと照し合わせ、徹底した仏教者であり教団であるべく、精進を重ねる他ない。さすれば、これからやらねばならないことは自然に見えてくる筈である。これをやらずして、いたずらに騒いでも、表面的なことで終始し、眞の差別解消に到らないこと必定である。再びいう、過去の過ちは素直に認め、その過ちの是正には最善を尽し、今後再び同じ過ちを繰り返さないばかりか、他にも繰り返し返さぬこと、眞の仏教に基づく布教に努めること。これ以外に何があろう。仏教者は仏教に生きてこそ、仏教者であり得る。(妄言多謝)

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕先頃の税務調査で僧階昇叙のときに宗務所へ提出する義納金は個人的な支出であるから法人の支出とは認められないのではないかという意見が税務署の方から出されました。今までは何の疑問もなく教師個人にかかってきて宗費は全て法人から出してきており、このことで檀信徒から批判をうけたことは一度もありません。これからのように対処したらよろしいか、お伺い致します。(東京都S寺住職)

〔回答〕結論から申し上げますと、法人から支出してかまわないということになります。

人に与えられるべきものであって、寺院がうけるべきものではありませんでした。また僧侶が施す法、即ち法施も、僧侶個人が行うものであって、個人を離れた寺院が行うものではありません。僧侶は寺院のかわりに、あるいは寺院を代表して、寺院のために宗教活動を行っているのではありません。即ち、僧侶は個人として法を施し、個人として財施をうけてきたのです。これは他の法人と決定的に異なる点です。例えば会社の社長の仕事は全て会社を代表して、会社のために、会社にかわって行っているものです。しかし、僧侶が引導をわたすという行為は、寺院

僧階昇叙の義納金

を代表して、寺院にかわって、寺院のために行っているではありません。僧侶が僧侶たることに基づいて行っている宗教活動です。戒名・法名をさすけたり、供養をするということも同様です。このときに戴く財施も本来僧侶の個人的な収入になるべきものでした。この考え方のもとでは、個人的収入に結びつく費用は全て個人的な支出であることは当然といえます。

ところが昭和三十年代から布施収入は全て寺院の収入とし、僧侶は寺院から給与をもらうべしとの指導がされ寺院関係者もこれに従ってきました。これは管利

法人や他の公益法人と同様の処理を宗教法人にも求め、宗教法人もこれをうけ入れてきたもので、これは布施行における仏教本来の考え方を修正するものであります。しかし、僧侶個人の収入を寺院に入れるという形は、仏教を現代に活かすために必要妥当な考え方であったと私は思います。

ところで、本来の理論を修正して財施を全て法人たる寺院収入に入れるとするならば、僧侶の法施と密接不可分でこれを行ううえで相当と認められる支出については、寺院で支払ったとしても僧侶個人の経済的利益とされるべきではありません。

に法悦を感じる時、その喜びはより深いものとなるでしょう。このようにして宗教団体が形成され、それが寺院となり、宗派・宗門となったのでしよう。そして僧侶が宗教活動を行おうとする場合、宗教団体としてより強力な宗門・宗派をよりどころとした方が、より深い法悦を人々に与えることができることはいうまでもありません。

このようにして多くの寺院は宗門・宗派を形成して宗教活動を行っているのが現状ですから、宗門・宗派を維持していくうえで不可欠な宗費を収めることは寺院にとっても必要不可欠といわねばなりません。宗門・宗派があつてはじめてより深くより豊かな宗教活動を行うことが可能なのですから。

以上ことは布教師が一宗の管長名代として宗門から派遣されて説教をする場合を考えてみるとわかりがはいかとも知れません。このときの御布施は布教師の所属する寺院へ入るわけですが、宗費を払って一宗に属しているからこそ管長名代ともなれ、それだけ寺院に入るべき御布施も多くなると申し上げたらおしかりをうけるでしょう。このことを檀信徒も十分理解しておればこそ、貴寺においても今まで疑問をさしはさまなかつたのだと思えます。

庶民仏教の提唱

一般の人達が、仏教を求める場合、あるいは仏教との接し方に、私は、三つの道があると考えている。

まず第一に、庶民の信仰とは、一口に言えば、「現世利益」である。

現世の安穏と利益を願うことは、人間の自然であり、ここには庶民の悲願

帳又職任

がこめられ、敬虔な祈りの姿がみられる。いわゆる「御利益信仰」は、ややもすると低次元の信仰にみなされるが、ここには庶民のエネルギーと「仏縁」が秘められている。言わば、「願望としての仏教」と言ってもよいだろう。

しかし、これは、あくまで受け身の信仰であって、積極的に仏教を求めるならば、どうしても修行の中に参加することが要求される。言わば、「行としての仏教」を求めざるを得ない。

この場合、「行」とは、一般の人達にとつて身近かな行を意味しており、写経、坐禅、念仏、唱題、あるいは霊跡巡礼など、様々な修行を数えることができるであろう。そうした修行を身をもって体験することによって、「ふれて感ずる」信仰は深められていく。これが第二の場合であり、このような行による体験から、やがて、第三の

「教養としての仏教」が求められるのである。仏教書ブームと言われ、「カルチャーセンター」の中にも仏教の講義は盛んである。

これら三つの道に優劣の差はないが、特に現在、最も必要とされながら、疎んぜられているのは、「行としての仏教」であろう。

かつて、インドの諸宗教のなかで、十三世紀に滅んだのは仏教だけであると言われる。仏教と類似するジャイナ教は、この時、在家の信仰団体があつて生き残ったが、仏教は、僧伽が衰亡した時に滅んでしまった。思うに諸宗教には、在俗信者の行う儀礼的なものがあつたに違いない。その意味で、もともと仏教は、宗教としての性格が虚弱であつて、学問、哲学に還元していく傾向が強いのではないだろうか。

その中であつて、チベット、ネパール、スリランカ、タイなどでは、いまだに土俗的な宗教儀礼があつて、仏教は民衆の中に深く根をおろしている。

僧俗一体の行が、活きていると言へるのではないか。日本の宗派仏教は、夫々の宗派特有の厳しい行はあるが、在俗信者の行については、総じて冷淡な姿勢をとつて来た。その意味で、「説く」仏教は、ひとまずおいて、一般の人達の参加出来る行を真剣に考える必要があると思われる。

(文化専門委員・望月良晃)

良書紹介

『二十一世紀は警告する―六―』 悪魔の二者択一』を越えて』 吉田直哉著

書名と同じ名で放送された大型ドキュメンタリー番組を文字化したものである。第六巻は、とくに現代の地球上の矛盾を明し、新しい世界観を求めようとしている。仏教はこの現実を答える義務があると思う。小市民的人生論として仏教を説いているかぎり、根本的答えは得られない。地球破滅の危機、人間文明の限界における今こそ、仏教は人のあり方を発言すべきである。本書は我々にその発言を求めている。

(日本放送出版協会・二二〇〇円)

『禅僧の逸話』

西部文浄著

この本に紹介された二十人の禅僧が、老若に関係なく一人残らず、自らの死期を知り、遺偈をしたため、従容として示寂してゆかれるのを読み、こういう死に方が出来たらすばらしいことと感動させられた。

(淡交社・一五〇〇円)

『仏教とインドの神』

ひろさちや著

インドのヴェーダの宗教からの神々から、数多いインドの神々をわかり易く説明し、その神々が仏教に与けた影響、仏教

守護の神々や天になったのであることを興味深く説き、最後に仏教の世界観にふれて、肩のこらない仏教の読みものとして、電車や飛行機の中での時間つぶしには良い読本である。

(世界聖典刊行協会・一四〇〇円)

『河童が覗いたインド』

妹尾河童著

舞台美術家として活躍している妹尾河童氏のインド紹介書。聖と俗が混り合った不思議な国インドの生活をたくましい好奇心をもって覗いている。細密なイラストいっぱい楽しい本である。殊にインドの町々で泊ったホテルの見取り図が描かれ、特異なインド案内書にもなっている。

(新潮社・二二〇〇円)

『一心一仏―京仏師の独り語り―』

松久朋琳著

七十余年の生涯を仏像彫刻ひとすじに生きた京仏師が、一心をこめて一仏を仕上げる苦心談を中心として、今日一般信仰のあり方などと、敬虔な職人気質を吐露して語る。僧の学ぶべき精神的法話といつてよからう。「一人一人が心に仏をもつて生きましよう」と提唱しているのが印象的である。

(講談社・二二〇〇円)

文化専門委員(順不同・敬称略)

宝田正道、中野東禅、榊原帰逸、望月

良晃、島田喜久子

推薦

第32回

全日本仏教徒会議

日時 昭和六十年十月二十四日(木)
なお、十月二十一〜二十五日まで、「現代高僧墨跡展」も開催されます。

会場 徳島市・郷土文化会館

文化会議の本出版

「いのちを教える―
仏教者からの提言―」

昨年十月、「いのちの尊さを教えるに
は―仏教の教育観―」をテーマに、京都
で開催された第十七回日本仏教文化会議
の記録が、「いのちを教える―仏教者か
らの提言―というタイトルで、法蔵館(京
都市下京区・電話〇七五―三四三―〇四
五八)から十月上旬、定価一、二〇〇円に
て出版されます。

ネパール国王歓迎

林全仏副会長が出席

去る九月十五日午後六時より帝国ホテ
ルにて、筑波科学万博ネパール館の催し
ものに出席するため来日していたネパー
ルのピレンドラ国王の歓迎レセプション
が開催され、林亮海・全仏副会長(東京
都仏会長)が本会を代表して出席した。

◇訂 正◇

本誌九月号二頁におきまして、(曹洞
宗事務庁)の宗務庁名を誤って掲載いた

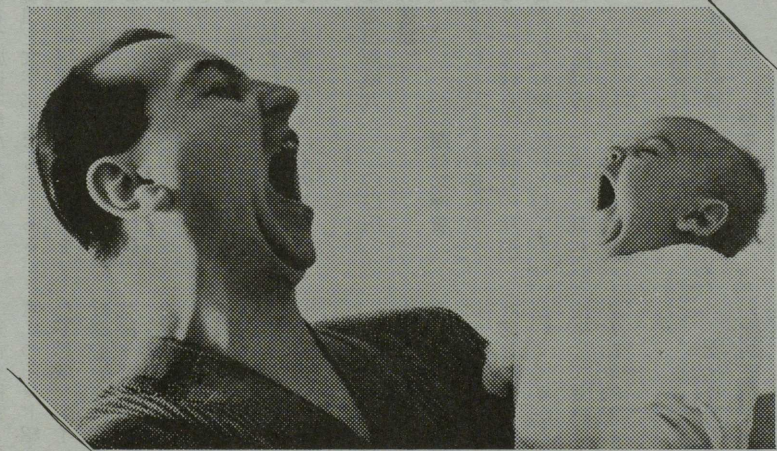
ました。つっしんでお詫びし、訂正い
たします。

≡≡≡事務局録事≡≡≡

(九月)

- 二日 全仏改革委員会
- 四日 文化専門委員会
- 五日 浄土宗西山深草派晋山式参列
局内会議
- 六日 同和委員会
- 九日 部落解放研究全国集会出席
- 十日 群馬県仏理学会出席
- 十一日 同和研修会打合せ会
- 十二日 法律相談室
- 十二〜十三日 第五回同和研修会
- 十五日 ネパール国王レセプション出席
- 十八日 本派全戦没者追悼法要参列
- 十九日 税務委員会
- 日宗連理事會
- 二十六日 法律相談室
- 二十七日 局内会議
- 二十八日 大阪府仏大会出席
- 二十九日 日航機事故七々日忌法要参列
- 三十日 全仏改革委員会

生活は、体温。



ゆとり、ふくらまそうね。中期国債ファンド

笑っていますか、大きな声で。持っていますか、口ずさむ歌。いきいきエブリデー。ぬくもりと、ゆとり。大切な貯蓄も、そんな暮らしのためのものでありたいですね。いかがですか、有利さで便利さで、いま注目の中期国債ファンド。毎月複利でふえつづけ、しかも出し入れが自由。みなさんの資金も、上手に活かすなら、ひとまずは中期国債ファンドへ。夢が、ゆとりが、ふくらみます。弾みます。

預ける貯蓄から、ふやす貯蓄へ。

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

※中期国債ファンドの設定・運用は、山一投信委託 ※お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。